

ヘルパーステーション陽だまり指定居宅介護（重度訪問介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人博愛会（社団）（以下「事業者」という。）が開設するヘルパーステーション陽だまり（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律（以下「法」という。）に規定する指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次に掲げる援助を適切かつ効果的に行う。

- (1) 指定居宅介護については、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び援助その他の生活全般にわたる援助
- (2) 指定重度訪問介護については、重度の肢体不自由者または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する利用者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 サービスの提供にあたっては、利用者が自立したに日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、事業所の職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 5 事業所は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号、以下「法」という）及び「指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備運営に関する基準等を定める条例」（平成24年大分県条例第62号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施する。